収入印紙

自動車一般運送契約書

三春町議会議員選挙候補者 　　　　 （以下「甲」という。）と 　　　　　　　 （以下「乙」という。）は，選挙運動用自動車の運送について，次のとおり契約を締結する。

１．自動車の種類

２．車 　　名

３．自動車登録番号

又は車両番号

４．契 約 金 額 　　　　　　　　　（１日当たり 　　　　円）

５．期 間

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた

日までとする。

６．請求及び支払 　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選

挙法第93条第１項又は第２項の規定により三春町に帰属することと

ならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に

請求するものとする。

ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

７．そ の 他 　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定め

るものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和　年 月 日

甲 三春町議会議員選挙候補者

住 所

氏 名 　　　　　　　　　　 印

乙 住 所（所在地）

氏名又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名（法人の場合） 　　　　　　 　 印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

三春町議会議員選挙候補者 （以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は，選挙運動用自動車の賃貸借について，次のとおり契約を締結する。

１．自動車の種類

２．車 　　名

３．自動車登録番号

又は車両番号

４．契 約 金 額 （１日当たり 円）

５．期 間

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた

日までとする。

６．請求及び支払 　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公選挙

法第93条第１項又は第２項の規定により三春町に帰属することとな

らなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に請

求するものとする。

ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長

に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足

額を支払うものとする。

７．そ の 他 　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定め

るものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和　年 　 月 　 日

甲 三春町議会議員選挙候補者

住 所

氏 名 　　　　　 印

乙 住 所（所在地）

氏名又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名（法人の場合） 　　　　　 　 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

三春町議会議員選挙候補者 　　　　　　 （以下「甲」という。）と 　　　　　　　　　　　 （以下「乙」という。）は，選挙運動用自動車の燃料供給について，次のとおり契約を締結する。

１．自動車の種類

２．車 　　名

３．自動車登録番号

又は車両番号

４．契 約 金 額 単価１㍑　あたり税込　　　円 とし、契約の期間中の供給総量

に単価を乗じた金額とする。

５．期 間

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた

日までとする。

６．請求及び支払 　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選

挙法第93条第１項又は第２項の規定により三春町に帰属することと

ならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に

請求するものとする。

ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長

に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足

額を支払うものとする。

７．そ の 他 　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定め

るものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和　年 　月 　 日

甲 三春町議会議員選挙候補者

住 所

氏 名 　　　　　　 印

乙 住 所（所在地）

氏名又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名（法人の場合） 　　　　　 　 印

自動車の運転に関する雇用契約書

三春町議会議員選挙候補者 　　　　　　 （以下「甲」という。）と

　 　　　　（以下「乙」という。）は，選挙運動用自動車の運転業務について，次のとおり契約を締結する。

１．自動車の種類

２．車 　　名

３．自動車登録番号

又は車両番号

４．契 約 金 額 １日あたり　　　　　　円とし、この額に契約の期間中の選挙運

動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。

５．期 間

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた

日までとする。

６．請求及び支払 　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選

挙法第93条第１項又は第２項の規定により三春町に帰属することと

ならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に

請求するものとする。

ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長

に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足

額を支払うものとする。

７．そ の 他 　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定め

るものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和　年 　 月 　 日

甲 三春町議会議員選挙候補者

住 所

氏 名 　　　　　 印

乙 住 所

氏 名 　 　　　　　 　　　　 　 印

収入印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

三春町議会議員選挙候補者 　　　　　　 （以下「甲」という。）と

　　　　　　 （以下「乙」という。）は，選挙運動用ポスターの作成について，次のとおり契約を締結する。

１．品　　　　名 　　公職選挙法第１４３条第１項第５号に定めるポスター

２．規　　　　格 　　４２㎝×３０㎝

３．数　　　　量

４．契 約 金 額 　　　　　　　　　　 円 （単価 　　　　　円）

５．納入期限 　令和　年　月　日

６．請求及び支払 　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選

挙法第93条第１項又は第２項の規定により三春町に帰属することと

ならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に

請求するものとする。

ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長

に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足

額を支払うものとする。

７．そ の 他 　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して

定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和　年 　 月 　 日

甲 三春町議会議員選挙候補者

住 所

氏 名 　　　　　 印

乙 住 所（所在地）

氏名又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名（法人の場合） 　　　　 　 印

収入印紙

選挙運動用ビラ作成契約書

三春町議会議員選挙候補者 　　　　　　 （以下「甲」という。）と

　　　　 （以下「乙」という。）は，選挙運動用ビラの作成について，次のとおり契約を締結する。

１．品　　　　名 　　公職選挙法第１４２条に定めるビラ

２．規　　　　格 　　２９．７㎝×２１㎝

３．数　　　　量 　　　　　　　　枚

４．契 約 金 額 　　　　　　　　 円 （単価 　円　　銭）

５．納入期限 　令和　年　月　日

６．請求及び支払 　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選

挙法第93条第１項又は第２項の規定により三春町に帰属することと

ならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に

請求するものとする。

ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長

に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足

額を支払うものとする。

７．そ の 他 　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定め

るものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和　年 　 月 　 日

甲 三春町議会議員選挙候補者

住 所

氏 名 　　　　　 印

乙 住 所（所在地）

氏名又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者氏名（法人の場合） 　　　　　　 　 印